(4)～(11)　（略）
(12)　精神の機能の障害により申請職業訓練を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
(13)　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
(14)　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が(1)から(13)までのいずれかに該当するもの
(15)　申請職業訓練を行う者が法人又は団体である場合にあっては、役員のうちに(1)から(14)までのいずれかに該当する者があるもの
(16)　(1)から(15)までに掲げるもののほか、その行った認定職業訓練（申請職業訓練を行う者が過去五年以内に行ったものに限る。）に関して不適切な行為（当該不適切な行為が申請職業訓練を行おうとする都道府県と同一の都道府県の区域において行った認定職業訓練に係るものに限る。）をしたことがある者又はその他関係法令の規定に反した等の理由により認定職業訓練を行わせることが不適切であると機構が認めた者
二～十九　（略）

（移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律施行規則の一部改正）

第二十三条　移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律施行規則（平成二十五年厚生労働省令第百三十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業の許可の申請）	（骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業の許可の申請）
第四条　（略）	**第四条**　（略）
2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一～四　（略）	一～四　（略）
五　申請者が法第十八条第五号イからホまでのいずれにも該当しない旨の宣誓書	五　申請者が法第十八条第五号イからニまでのいずれにも該当しない旨の宣誓書
六　（略）	六　（略）
3　（略）	3　（略）
（法第十八条第五号イの厚生労働省令で定める者）	（新設）
第五条の二　法第十八条第五号イの厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	
（臍帯血供給事業の許可の申請）	（臍帯血供給事業の許可の申請）
第十条　（略）	**第十条**　（略）
2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　申請者が法第三十一条第四号イからホまでのいずれにも該当しない旨の宣誓書	四　申請者が法第三十一条第四号イからニまでのいずれにも該当しない旨の宣誓書
五　（略）	五　（略）
3　（略）	3　（略）
（法第三十一条第四号イの厚生労働省令で定める者）	（新設）
第十一条の三　法第三十一条第四号イの厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により臍帯血供給事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	

(4)～(11)　（略）
(12)　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
（新設）
(13)　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が(1)から(12)までのいずれかに該当するもの
(14)　申請職業訓練を行う者が法人又は団体である場合にあっては、役員のうちに(1)から(13)までのいずれかに該当する者があるもの
(15)　(1)から(14)までに掲げるもののほか、その行った認定職業訓練（申請職業訓練を行う者が過去五年以内に行ったものに限る。）に関して不適切な行為（当該不適切な行為が申請職業訓練を行おうとする都道府県と同一の都道府県の区域において行った認定職業訓練に係るものに限る。）をしたことがある者又はその他関係法令の規定に反した等の理由により認定職業訓練を行わせることが不適切であると機構が認めた者
二～十九　（略）